

記載要領

- 1 非課税事業、課税事業の配分に使用する按分計算は、按分率[A]により、小数点第5位まで求めた数値（6位以下切り捨て）としてください。
- 2 収入
 - (1) 林業に係る収入

地方税法第72条の4第2項第1号に規定する林業とは、土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業をいい、養苗、造林及び撫育を伴わないで伐採のみのために立木を買い取することを業とするもの、又はしいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業を行うものは林業に該当しません。

なお、林業に係る収入に該当するものは、次のとおりです。

 - ・林業の一環として行われる伐採木の売却又は立木の譲渡により生ずる収入、保安林損失補償、造林補償、生産森林組合の分収契約に基づく収入
 - (2) その他事業に係る収入

上記林業に係る収入以外の収入をいいます。たとえば、受託造林、受託販売や林産業収入などのことをいいます。
- 3 費用
 - (1) 費用については、損益計算書の勘定科目に従い、課税又は非課税に区分できる額、区分できない額別に記載してください。このとき、区分できる費用については、区分した費用の明細が分かる書類を添付してください。
 - (2) 区分困難な費用は、1により算出した按分率[A]を適用し、まず非課税事業より算出し、1円未満の端数は切り上げてください。課税事業は総額から非課税事業を差し引いて算出してください。
- 4 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は、補助金と圧縮損を相殺してください。
- 5 法人税申告書別表4の加算、減算
 - (1) 区分できる額については、計算の明細が分かる書類を添付してください。

また、区分できない額については、按分率[A]により算出してください。
 - (2) 法人税から控除される所得税、損金の額に算入した道府県民税利子割については、23欄に記載してください。
 - (3) 損金の額に算入した法人税、損金の額に算入した道府県民税及び市町村民税、損金の額に算入した納税充当金については、24欄に記載してください。
 - (4) 納税充当金から支出した法人の事業税、特別法人事業税及び地方法人特別税については、25欄に記載してください。
- 6 法人税の所得金額の総額は、法人税申告書別表4の34欄と一致します。
- 7 この計算書に損益計算書及び法人税申告書別表4の写しを添付してください。